

令和 7 年度 5 月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和 7 年 5 月 2 6 日（月） 午前 9 時 3 0 分～午前 1 0 時 2 0 分
開催場所 所沢市役所 5 0 2 会議室
議 案 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定
の承認について

出席委員 1 番 斎藤 昇 2 番 二上 茂雄 3 番 池之谷 昭治
4 番 岩崎 良一 5 番 肥沼 一彦 6 番 齊藤 喜代治
7 番 田中 宏 8 番 吉田 英和 9 番 北田 良孝
1 0 番 栗原 明夫 1 2 番 平岡 豊子 1 3 番 鹿島 正之助
1 4 番 肥沼 正明 1 5 番 中 茂紀 1 6 番 水村 英紀
1 7 番 新井 祥穂

欠席委員 なし

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。鹿島会長のあいさつの後、引き続き鹿島会長が議長となり議事を進めた。

議 長： 議事に入ります。
本日の総会の議事録署名委員に議席番号 2 番 二上 茂雄委員、3 番 池之谷 昭治委員を指名します。

1 議案第1号 農地法3条の規定による所有権移転の許可申請について

議長：「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字南永井字南一本木です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は1,432平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は贈与によるものです。権利事由は贈与による所有権移転です。

申請番号2番、所在地は糎谷です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は2,072平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

以上2件です。

議長：申請番号1番について審議します。申請地の耕作状況について、地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

委員：申請人の運営している法人で違反転用している畑があるが、今回の申請に関して問題はないのでしょうか。

事務局：農地法第3条の審議に関しては、個人と法人とは別人格として考えることになります。今回の申請に関しましては、個人として許可要件を満たしていれば、特に問題がないものと考えます。

議長：他に、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可といたします。

議長：申請番号2番について審議します。申請地及び受人の耕作状況、営農状況について、地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いします。

議長：申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、許可といたします。

2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長：「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は三ヶ島四丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は20平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は一般住宅です。農地区分については、上水道、下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は、申請地を自己用住宅敷地（駐車場スペース）として使用するものです。なお、本件は農用地区域の除外案件です。

以上1件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われます。審議のほどお願いします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可といたします。

3 議案第3号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について

議長：「議案第3号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第3号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について」ご説明いたします。

申請番号1番、転借人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野新町二丁目です。現況地目は畑で、面積は1,561平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和7年8月1日から令和17年7月31日までの10年間です。

申請番号2番、転借人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北野一丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて3,037平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和7年8月1日から令和11年3月31日までの3年8カ月間です。

申請番号3番、転借人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北野一丁目です。現況地目は畑で、面積は2,008平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和7年8月1日から令和9年3月31日までの1年8カ月間です。

申請番号4番、転借人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原の6筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は6筆合わせて9,311平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和7年8月1日から令和17年7月31日までの10年間です。

申請番号5番、転借人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字北岩岡字北原の4筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は4筆合わせて10,552平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和7年8月1日から令和13年7月31日までの6年間です。

申請番号6番、転借人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字北岩岡字入間道の1筆及び大字北岩岡字宮ノ前の8筆で合わせて9筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は9筆合わせて13,144平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和7年8月1日から令和13年7月31日までの6年間です。

申請番号7番、転借人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字南永井字原野の10筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は10筆合わせて5,273平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和7年8月1日から令和10年7月31日までの3年間です。

申請番号8番、転借人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は西狭山ヶ丘二丁目の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて2,890平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和7年8月1日から令和8年7月31日までの1年間です。

以上8件です。

議長： 申請番号1番について審議します。本件につきましては、私が北野地区の担当ですので、意見を発表します。

申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、承認いたします。

議長： 申請番号2番及び3番について、関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員：（異議なし）

議長： それでは2番及び3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号2番及び3番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番及び3番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番及び3番については、承認いたします。

議長： 申請番号4番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号4番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号4番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号4番については、承認いたします。

議長： 申請番号5番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いします。

議 長： 申請番号５番について、質疑、意見はありますか。
質疑、意見がないようですので、申請番号５番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委 員：（全員挙手）

議 長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号５番については、承認いたします。

議 長： 申請番号６番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委 員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第２号及び第３号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどをお願いします。

議 長： 申請番号６番について、質疑、意見はありますか。
質疑、意見がないようですので、申請番号６番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委 員：（全員挙手）

議 長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号６番については、承認いたします。

議 長： 申請番号７番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委 員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第２号及び第３号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどをお願いします。

議 長： 申請番号７番について、質疑、意見はありますか。
質疑、意見がないようですので、申請番号７番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委 員：（全員挙手）

議 長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号７番については、承認いたします。

議 長： 申請番号８番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委 員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第２号及び第３号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどをお願いします。

議 長： 申請番号８番について、質疑、意見はありますか。
質疑、意見がないようですので、申請番号８番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委 員：（全員挙手）

議 長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号８番については、承認いたします。
それでは、議案第３号については、全ての案件が承認となりましたので、農用地利用集積等促進計画（原案）に係る意見照会について、農業委員会からは意見はなしとして回答してよろしいでしょうか。

委 員：（異議なし）

議 長： ご異議なしと認め、そのように決定しました。

4 報告事項について

議 長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項についてご報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、14件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、4件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、9件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第18条の規定による合意解約の通知について」は、1件の通知がありました。

「報告事項5 特定農地貸付け規程の廃止について（市民農園）」は、1件の届出がありました。

6 その他

議 長： その他の事項について何かありますか。

ないようですので、以上ですべての議事を終了します。

田中会長職務代理者により閉会した。 （午前10時20分）